長浜市告示第１０７号

長浜市認知症高齢者等の見守り及び個人賠償責任保険事業実施要綱（平成28年長浜市告示第155号）の一部を次のように改正する。

令和７年３月２５日

長浜市長　浅見　宣義

第２条第３号中「当該ネットワーク事業」を「ネットワーク事業」に改める。

第３条第１項中「で、当該ネットワーク事業」を「は、当該認知症高齢者等のネットワーク事業」に、「もの（以下「ネットワーク事業登録申請者」という。）」を「とき」に改め、同条第２項中「前項の」を「前項に規定する」に、「ネットワーク事業登録」を「当該申請をした者（次項において「ネットワーク事業登録申請者」という。）」に改め、同条第３項中「前項の通知を受けた者（以下「ネットワーク事業登録者」という。）」を「ネットワーク事業登録申請者」に改め、同条第５項中「ネットワーク事業登録者」を「登録申請者リストに掲載されている者（以下「ネットワーク事業登録者」という。）」に改める。

第４条第２項中「ネットワーク事業登録情報に変更が生じたとき又は」を「、ネットワーク事業に」に改める。

附則中第２項を削り、第３項を第２項とし、第４項を削る。

附　則

この要綱は、令和７年３月３１日から施行する。